

「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する案 に対する意見の募集（パブリックコメント）について

平成 30 年 6 月 26 日（火）

悪臭防止法における「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年 5 月環境庁告示第 9 号）の一部を改正する案について、広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、平成 30 年 6 月 26 日（火）から 7 月 25 日（水）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 背景・趣旨

悪臭防止法施行規則第 5 条の特定悪臭物質の測定方法について定めた告示について、特定悪臭物質のうちアルデヒド類 6 物質について測定が可能な分析手法を新たに追加するため、所要の改正を行うものです。

2. 意見募集（パブリックコメント）について

（1）意見募集対象

添付資料 「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する案について（概要）

（2）意見の募集期間

平成 30 年 6 月 26 日（火）から 7 月 25 日（水）

※ 郵送の場合は、平成 30 年 7 月 25 日（水）必着

（3）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームより御提出いただくか、次の様式により、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

（意見提出様式）

[件名] 「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する案に対する意見

[宛先] 環境省水・大気環境局大気生活環境室あて

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[ファックス番号]

[メールアドレス]

[意見] （該当する箇所を明記の上、できるだけ簡潔に御記載ください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

※ 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局大気生活環境室あて

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

ファックスの場合 03-3593-1049

電子メールの場合 odor@env.go.jp

(郵送の場合は封筒の表面に、ファックス又は電子メールの場合は件名に、『特定悪臭物質の測定の方法』の一部を改正する案に対する意見』と記載してください。)

(5) 資料の入手方法

ア インターネットによる閲覧

- ・環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/info/iken/index.html>
- ・電子政府の総合窓口 [e-Gov] <http://www.e-gov.go.jp/index.html>

イ 郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、82 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（定型封筒）を同封の上、『特定悪臭物質の測定の方法』の一部を改正する案に対する意見募集関係資料希望』と封筒表面に明記し、上記「2. (4) 意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(6) 留意事項

- ・ 御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・ 皆様から頂いた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

【添付資料】

別添 「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年 5 月環境庁告示第 9 号) の一部を改正する案について (概要)

環境省水・大気環境局大気生活環境室		
代表	03 - 5521 - 3351	
直通	03 - 5521 - 8299	
室長	吉川 圭子	(内線 6540)
主査	藤澤 裕子	(内線 6549)
係員	荻田 篤史	(内線 6543)
担当	今川 雄太	(内線 6548)